

地球温暖化防止に取り組み企業を応援

企業でも自然エネルギーの利用や省エネルギー活動により温室効果ガスの排出を削減していく取組みが求められます。

市では、環境対策セミナーの開催や環境配慮事業資金融資制度の新設などにより、企業の地球温暖化防止の取組みを応援します。

また、東京都でも4月1日から中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」が始まります。

この制度は、企業が自らの事業活動により排出される二酸化炭素の排出量を把握し、省エネルギー対策に取り組むことで、二酸化炭素の排出量削減を推進することを目的としています。報告書を提出することで、法人事業税・個人事業税の減免を受けられる場合もあり、企業への優遇措置も設けられています。

企業向け環境対策セミナー

セミナーでは、事業所のできる具体的な省エネのポイントや、「地球温暖化対策計画書・報告書制度」の内容などについて説明します。

日時 3月19日(金)午後1時30分～3時30分

時30分

会場 産業福祉センター2階iホール

対象 市内事業者

定員 80人(先着順)

参加費 無料

内容

- 事業者のための省エネルギー対策
- 東京都環境施策の紹介(地球温暖化対策報告書制度・省エネ診断など)
- 羽村市環境配慮事業資金融資制度の紹介

講師 クール・ネット東京(東京都)

地球温暖化防止活動推進センター)

申込み 3月12日(金)までに、「事業所

名・参加人数・電話番号」を、郵送・

ファクス・Eメールまたは直接産業

活性化推進室商工業振興係へ〒20

5-8601(住所記載不要) FAX 5

79-2590 ☒ s206000@city.h

amura.tokyo.jp

環境配慮事業資金融資制度

市では、中小企業の地球温暖化対策・地域環境の改善につながる取組みを支援するため、4月1日から「環境配慮事業資金融資制度」を始めます。

融資の対象

① 自然エネルギーの利用およびエネルギーの効率化に資する事業

② 環境マネジメントシステムの導入に資する事業

③ 事業用自動車低公害化の促進に資する事業

④ 公害の防止のほか地域環境の改善に資する事業

資格 市内に2年以上商業登記のある法人または市内に2年以上住所と事業所を有する個人など諸条件があります。

※詳しくは、問い合わせてください。

限度額 1000万円

返済期間 7年以内(据置6か月を含む)

※市が融資利率の10分の6を負担します。

保証料補助 保証料の2分の1(上限15万円)

※金融機関および東京信用保証協会などの審査があります。

問合せ 産業活性化推進室商工業振興係・環境保全課環境保全係



3月は道路交通環境整備強化月間

道路に看板や商品などを置くことは違法行為です。道路に違法に置かれた商品などの物品・看板のぼり旗は、通行の妨げとなり、歩行者や自転車の転倒事故や交通事故の原因となります。

また、道路にはみ出した樹木の枝も道路標識を見えにくくするなどの通行の妨げとなります。道路に日よけ、看板、工事用施設などを出すときは、道路の占用許可が必要です。

事前に申請してください。ルールを守り、誰もが道路を安全・快適に利用できるようにしましょう。

問合せ

○市道：土木課道路公園係

○都道：西多摩建設事務所管理課

☎0428-122-2517

○国道：相武国道事務所管理第一課

☎042-1643-2007

国民健康保険

届け出・手続きを忘れずに

これからの時期は、転入・転出などが多くなります。次のような場合は、変更した日から14日以内に届け出を済ませましょう。土・日曜日も受け付けています（正午～午後1時・祝日を除く）。

注意

■特別な事情がなく届け出が遅れると、届け出前に自己負担した医療費は保険給付ができません。届け出が遅れる場合は、必ず連絡してください。

■保険証の交付は郵送となります。即日交付を希望する場合は、本人確認のできる身分証明書（運転免許証やパスポートなどの顔写真入りの官公庁発行のもの）を持参してください。

問合せ 保険年金課保険係

こんなとき		必要なもの
国民健康保険に入るとき	他の市区町村から羽村市へ転入したとき	印鑑・転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑・健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
国民健康保険をやめるとき	羽村市から他の市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険と他の健康保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑・保険証・生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書
	保険証を紛失または破損して使えなくなったとき	印鑑・使えなくなった保険証・身分を証明するもの（顔写真入りの官公庁発行のもの）

母子家庭の母親の自立を応援

母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母が教育訓練科目を受講した場合に、受講費用の1000分の20に相当する額（4001円～10万円以下）を教育訓練科目修了後に支給します。

※雇用保険法による教育訓練給付金受給資格のある方は対象となりません。

対象講座 医療事務、ホームヘルパー、調理師、税理士など厚生労働省雇用保険制度指定の講座

※受講開始前に申し込んでください。

母子家庭高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母が、修業年限2年以上の養成機関において次の資格を取得する場合に支給します。

対象資格 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師

支給内容

○高等技能訓練促進費（月額）

市民税非課税世帯：14万1000円

市民税課税世帯：7万5000円

※平成24年3月31日までに入学した方

については、養成機関などで修業する全期間を通して促進費を支給します。

○入学支度修了一時金

市民税非課税世帯：5万円

市民税課税世帯：2万5000円

対象 いずれも20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母親で、

児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準の方

申込方法 母子自立支援員との事前相談が必要となります。4月に入学する方は、3月中に相談してください。

申込み・問合せ 直接子育て支援課支援係へ

肝臓機能障害が身体障害者手帳の対象に追加

平成22年4月1日から、肝臓機能障害が身体障害者手帳の対象に追加されることとなりました。

身体障害者手帳の交付を受けた方は、一定の要件を満たすと、自立支援医療

（更正医療・育成医療）や心身障害者医療費助成、心身障害者福祉手当などの対象となります。

※詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

羽村市公式サイト（ホームページ）リニューアル

3月1日(月)午前9時に、羽村市公式サイト(ホームページ)をリニューアルします。新しいサイトはデザインが洗練され、今まで以上に見やすく、わかりやすく、探しやすいサイトに生まれ変わります。

また、同時に羽村市公式携帯サイトを公開します。携帯電話でも手軽に羽

村市の情報を知ることができます。

ぜひ、活用してください。

※当日は、システムの移行作業を行うため、ページが表示されないことや旧ホームページが表示されることがあります。ご了承ください。

問合せ 広報広聴課広報係

テレモ自治体情報（携帯電話情報サイト）の終了・

新メール配信サービスは3月15日(月)から受付開始

■テレモ自治体情報（携帯電話情報サイト「マイタウン羽村市」）の終了

今まで、携帯電話で広報はむらやガイドブックはむらの内容を掲載していたテレモ自治体情報「マイタウン羽村市」を、3月31日(水)で終了します。

また、テレモ自治体情報から登録していた羽村市緊急告知情報（メール配信）も終了します。

■新メール配信サービスの開始

3月15日(月)午前9時から新しいメール配信サービスを開始し、登録の受付

を開始します。このメール配信サービスへ登録することにより、今まで羽村市緊急告知情報（メール配信）で配信していた災害情報や不審者情報などに

加え、イベント情報や市からのお知らせ、各施設の情報も配信します。また、これらの情報は、登録の際に受信したい情報だけを選ぶことができます。

※現在、羽村市緊急告知情報に登録している方も、新メール配信サービスへの新たな登録が必要となります。

※詳しくは、広報はむら3月15日号でお知らせします。

問合せ 広報広聴課広報係



教えて！

消費生活センター

未公開株の販売に注意！



Q 教えて！

「数か月後に上場予定の未公開株があります。公開後の値上がりは確実です」と電話で勧誘を受けました。翌日、会社案内のパンフレットが郵送されてきました。発展性のある会社と思い、2株を100万円で購入しました。

しかし、上場予定日になっても上場されないの、発行会社へ問い合わせました。担当者に「事務処理中で上場がしばらく遅れるが、近々上場されるので待つてほしい。」と言われました。その後、事業者と連絡が取れなくなり困っています。

A 答えします！

相談は事業者と連絡が取れなくなつた後でしたので、解決のための交渉はできませんでした。警察に被害届を出すようアドバイスしました。

*株取引に「値上がり確実」はありません。

*未公開株の販売などを行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けている証券会社に限られています。金融庁ホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」で確認することができます。

*日本証券業協会に所属する証券会社では、自主ルールにより原則未公開株式の勧誘は行っていません。

*発行会社から未公開株を購入した場合、発行会社には買い取る義務はなく、被害が生じても回収の手立てはありません。

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111

□消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず
消費生活
センターへ